報告第１号

専決処分の報告について

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月25日提出

富津市長　　高　橋　恭　市

報告理由

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第２項の規定により議会に報告するものである。

専決第10号

専決処分書

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により次のとおり専決処分をする。

１　事故発生日時　　令和８年８月21日　午前10時25分頃

２　事故発生場所　　富津市内

３　和解の相手方　　個人

４　事故の概要　　救急出動した際、上記日時場所において、傷病者を搬送中、相手方の所有する食器棚に接触し、その一部を破損させた。

５　損害賠償額及び和解の内容　　市及び相手方は、本件に伴う請求権を放棄する。

令和８年９月９日

富津市長　　高　橋　恭　市